

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年8月29日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成29年 7 月12日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成29年 4 月12日 午後 3 時15分頃

2 事故発生場所

つくば市今泉115番地先

3 相手方

(1) 住所 茨城県牛久市

(2) 氏名

4 事故の概要

道路に穴があったため、市道を走行していた相手方車両の左側前輪・後輪のタイヤ及びホイールが破損した。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金39,035円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。